

# ご旅行条件(要旨)

お申し込み前に、下記事項、各コースごとの掲載内容、及びお申し込み前にお渡しする旅行条件書(全文)をご確認の上、お申し込みください。

なお、ご旅行中に受けられたサービスがご出発前のご案内と異なる場合は、現地にて当社及び当社手配代行者、サービス提供者にお申し出ください。

## 1. 旅行のお申し込み

旅行申込書に所定事項記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は、旅行代金または取消料・違約料のそれぞれ一部として取扱います。

- 旅行代金が30万円以上……………お1人様50,000円
- 旅行代金が15万円以上30万円未満……………お1人様30,000円
- 旅行代金が15万円未満……………お1人様20,000円

## 2. 旅行契約の成立時期

旅行契約は、当社が締結の承諾をし、前1項の申込金を受理したときに成立するものとします。

## 3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって24日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。

## 4. 旅行費用に含まれる主なもの

- (1) 旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道等利用交通機関の運賃(コースにより等級が異なります。また、この運賃には、運送機関の課す付加運賃・料金<原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。>を含みません。)
  - (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金
  - (3) 旅行日程に明示した観光料金(バス料金、ガイド料金、入場料など)
  - (4) 旅行日程に明示した宿泊料金及び税金・サービス料(なお2人1部屋/バスまたはシャワー・トイレ付き、部屋により設備が異なります。)
  - (5) 旅行日程に明示した食事料金及び税金・サービス料(飲み物は含みません。)
  - (6) 手荷物運搬料金(お1人様1個のスーツケース類;原則として20kg以内)
  - (7) 団体行動中のチップ
  - (8) 当社の添乗員の諸経費
- 上記の経費はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

## 5. 旅行費用に含まれないもの

第4項のほかは旅行代金に含まれません(一部例示)

- (1) 第4項(6)を越える超過手荷物運搬料金
- (2) ホテルのルームメイド等へのチップならびにその他個人的な諸費用
- (3) おみやげ品及び持込品にかかる関税など
- (4) 旅行日程に明示されていない食事の料金及び自由行動の一部諸費用
- (5) 1人部屋を使用する場合の追加料金
- (6) オプションツアー料金
- (7) 旅行日程中の日本国外の空港税・出国税及びこれに関する諸税
- (8) 運送機関の課す付加運賃・料金
- (9) 日本国内の空港旅客サービス施設使用料

## 6. 旅行契約の解除(お客様の解除権)・払い戻し

お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約を解除することができます。

| 契約解除の日                                      | ピーク時(4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日)に旅行開始の場合(お1人様)  | 左記以外に旅行開始の場合(お1人様) |
|---|---|--------------------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで | 旅行代金が30万円以上……………30,000円<br>旅行代金が15万円以上30万円未満……………15,000円<br>旅行代金が10万円以上15万円未満……………10,000円                             | 無料                 |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降～3日目にあたる日まで  | 旅行代金が30万円以上……………50,000円<br>旅行代金が15万円以上30万円未満……………30,000円<br>旅行代金が10万円以上15万円未満……………20,000円<br>旅行代金が10万円未満……………旅行代金の20% |                    |
| 旅行開始日の前々日～前日                                | お1人様旅行代金の30%  |                    |
| 旅行開始日当日及び無連絡不参加                             | お1人様旅行代金の50%  |                    |
| 旅行開始後                                       | お1人様旅行代金の100%   |                    |

## 7. 当社の責任

当社または手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を補償いたします(お荷物に關係する損害限界は当社に故意または重大な過失がある場合を除き1人15万円)。但し、次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故または火災、運送機関の遅延・不通またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公庁の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

## 8. 旅程保証

旅行日程に重要な変更が行われた場合は、約款の規定により、その変更内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限界とします。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは追加料金を除いた代金額です。

- 当社(脚版急阪神ビジネスラベルは、お客様からいただいた個人情報(氏名・住所など)を当社の扱う旅行の実施のほか、当社の旅行業の営業活動、販売促進活動および商品開発に利用する場合があります。また、旅行契約の履行に伴い募集パンフレット及び最終日程表に記載された利用予定の航空会社、ホテル、レストラン、当社の手配代行者と共同して利用する場合があります。

■本パンフレット記載の旅行代金及び日程、その他諸条件は、2010年6月1日現在の有効な 公示航空運賃、各種交通機関等の運賃や料金、内容を前提としております。新たな運賃改定ならびにスケジュール変更その他の事由により、旅行代金及び日程が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

## お申し込み・お問い合わせ

バンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

観光庁長官登録旅行業第1845号 (社)日本旅行業協会正会員

# 株式会社 阪急阪神ビジネスラベル

東日本営業本部 東京第二支店 団体グループ

TEL 03-3564-7651 FAX 03-3561-8594

担当: 田辺、内山 営業時間 月～金 9:00～17:40(土・日・祝日休業)

〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-20 阪神グリーンビル5階 旅行業務取扱管理者 鈴木晴男

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。旅行契約に関しご不明な点があれば遠慮なくお尋ね下さい。